

○総務省令第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十三条第三項第一号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正欄後に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受けることを証明する書類)</p> <p>第十四条 令第十三条第三項第一号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号の規定にかかわらず、法定代理人が交付申請者と同一世帯に属する者である場合には、当該代理人が交付申請者の法定代理人である旨を誓約する書類</p> <p>三 略</p>	<p>(交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受けることを証明する書類)</p> <p>第十四条 「同上」</p> <p>一 同上</p> <p>二 新設</p> <p>三 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。